

## 目次

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| C 8-CR-3rd-2-★特別抗告20210927..... | 2 |
|---------------------------------|---|

# 特別抗告申立書兼趣意書 C8

令和 3 年 9 月 27 日

最高裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

前文

申立人が、令和 2 年 12 月 15 日に、前橋地検 R2 検 206～210 事件の不起訴処分を行った上村正を公務員職権濫用罪等で告訴したところ(前橋地検 R2 検 2551)、前橋地方検察庁検察官検事の田中隆士が、令和 3 年 1 月 14 日付で不起訴処分したことについて、令和 3 年 1 月 18 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R3 つ 1)、令和 3 年 7 月 20 日付で、前橋地方裁判所刑事第 2 部の山崎威、稲田康史、落合沙紀らに棄却された。

これについてさらに、令和 3 年 7 月 30 日付けで抗告を申し立てたが(東京高裁 R3 く 572)、令和 3 年 9 月 22 日付で東京高等裁判所第 5 刑事部の、伊藤雅人、吉井隆平、新宅孝昭らに棄却された。

しかしながら、いずれの処分ないし決定も、合理的根拠が無いとの当り前の訴えを更に無視している。

つまり、同罪ではないとする抗弁事実が立証されていない。 犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

かような司法判断は、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、手続として当然に無効である。

よって、後述の通り、原決定には理由が無く、刑事訴訟法 419 条違反なので、同第 405 条一項の「憲法の違反又は憲法解釈の誤り」であり、全部不服なので、同第 433 条に基き、特別抗告を申し立てる。

## 第 1 原決定の表示

事件番号 東京高等裁判所 令和 3 年(く)第 572 号

主文

本件抗告を棄却する。

## 第 2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

## 第 3 本申立の理由

### 1 虚偽表示無効

原決定は、「所論は、上記不起訴処分は合理的なものとはいえないというが、上記不起訴処分に対する不満をいうものにすぎず、被疑者に公務員職権濫用罪が成立する余地がないとした原決定の結論に影響しない。よって、刑訴法 426 条 1 項により本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。」と判示している。

しかしながら、「上記不起訴処分に違法な点はなく」は虚偽である。 原決定こそ理由が無い。

## ■各決定は実質的な司法拒絶である

### ★組織的隠蔽が「不満をいうものにすぎず」？ 理由無く認めないに過ぎない

訴えた当り前の蓋然性を無視しており、理由の無い事実認定である。

このように当り前の蓋然性(不可欠の判定要素)を無視するならば、いかなる犯罪も隠蔽される。

これでは事案解明にならず、当り前に、裁判とは呼べない。

裁判とは訴えの合理性の判定であるから、原決定は当然に無効であり、少なくとも私の裁判ではない。

### A 規定の申立事由に該当する

原決定は、包囲網による無法社会の陰謀の一環としての、私限りの非人扱いである。

これは組織的隠蔽による人権侵害であるから、当然に、憲法解釈の誤りと見做せる。

纏めると、原決定は、当該不起訴処分に合理的根拠が無いとする申立理由を、更に無視した点は、論理矛盾であり、理由不備であり、裁判の手続目的を無視しており、程度問題として、不合理が甚だしく、誰にも自明な不公正な決定であり、私への公然たる非人扱いなので、実質的に、訴権(=自決権、憲法 13 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、「この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法 76 条)への違反であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反と見做せるので、規定の特別抗告理由に当る。

一方で、被告訴人の甚だしい信義則(民法 1 条 2)違反や公序良俗違反(民法 90 条)を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義違反が多数有り、決定に影響を及ぼすことが明らかな違法であり、法令の解釈に関する重要な事項なので、この面からも本申立理由に当る。

### B 規定の申立事由に関らず、職責として無視できない非常事態である

★本件は、身の安全確保を求める権利の侵害を訴えている。事実審の実質的未済を訴えている。

最高裁には、終審裁判所(憲法 81 条)の使命とともに、1 裁判所としての事案解明責任が有る。

憲法 81 条には、このような場合の事実審の役割も含まれている。

法律審の原則を口実に例外を看過し、後者の使命を放棄することは許されない。(白痴化)

そもそも最高裁がこのように事由を限定している趣旨は、対象事件を絞り込んで捌く為であるが、それはその一審二審の事実認定の公正が前提である。

然るに本件は、その前提外、つまり、組織的な司法拒絶という、現行制度の非常事態を訴えている。

これを無視すれば、実質的な事実審が未済のまま、訴えた犯罪が隠蔽される。(100%の予見可能性)

もしも、規定された事由だけが最高裁の使命の全てであるとするならば、組織的司法拒絶は摘発不可能という、法治国家の敗北宣言となる。つまりは無法国家である。

全犯罪は事実誤認によって隠蔽できるので、これを全て無視するならば、制度も社会も成り立たない。

つまるところ、規定の事由に当ると見做すか、あるいは、他の使命として取り上げるか、しか無い。

2 以上のとおり、原決定には理由が無く、事実誤認なので、取り消されるべきである。

#### 第4 本申立の理由の説明

★何度も言うように、訴えた犯罪を否定した実質的根拠が無い。 処分や決定の合理性が無い。  
具体的には、「罪とならず」とした不起訴処分の理由が無い。 列挙した蓋然性を無視している。  
何度も言うように、不起訴裁定主文とは単なる分類名に過ぎず、実質的な理由には、なり得ない。  
なぜならば、事実として、訴えた嫌疑の「どこをどのように」否定したのか?、誰にも解らない。 100%自明  
理由が解らなければ告訴状の再提出もできないから、その妨害効果は明白である。  
簡単にできるはずの実質理由の告知を頑なに拒み続けた欺瞞こそ、まさに職権濫用の極みである。  
このような甚だしく不合理な国家権力の行使は、当然に不適正であり、妨害であり、許されない。  
犯罪を告訴し身の安全の確保を求める権利は誰にでも有り、また、犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。  
制度として私闘を禁じ、個人の刑事起訴の権利を奪っている以上、処分の合理性は不可欠である。  
ひとたび告訴状に記載した嫌疑を受理した以上、なおさらである。  
このような故意の事実誤認は、当然に、犯罪であり、手続妨害であり、人権侵害である。  
★また、身の安全の確保は、訴えた脅迫被害継続に直結するから、当り前に自由権的な権利性は有る。  
具体的には、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)、ないし、幸福追求権(憲法 13 条、犯罪の検挙に  
より身の安全の確保を求める権利)である。  
なおこれは、たとえ権利でなくとも、少なくとも、法律上保護される利益である。  
このような、訴えを無視した無条件の論理によれば、いかなる犯罪も摘発できない。  
裁判とは、訴えの合理性を判定する手続である。  
然るに、いずれの処分や決定も、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、手続として無効である。  
何よりも、こうした当り前のことを頑なに認めようとしない狂気こそ、社会的な隠蔽の証左である。

#### 違法性

原決定は、故意の事実誤認による隠蔽である。 最大要素が欠落しては、そもそも判断できない。  
総じて、甚だしい経験則違反かつ論理則違反であり、広義の判例違反である。  
刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。 自由心証といえども、合理性は不可欠である。  
虚偽ないし無根であり、極めて反社会的なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。  
要するに、包囲網による無法社会の陰謀の一環としての、私限りの非人扱いである。  
これは組織的隠蔽による人権侵害であるから、当然に、憲法解釈の誤りと見做せる。  
正当業務行為ではないからこそ、手続(告訴)妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。

#### 包囲網としての無法社会の陰謀である

合理的根拠が無いから犯罪(組織的隠蔽)だと訴えているのに、全機関とも検証しようとしない欺瞞。  
このような、私限りの非人扱いは、通常成し得るものではなく、無法社会の陰謀の象徴である。  
とどのつまりは、社会一丸となって、未来永劫、見て見ぬフリをすることによる隠蔽である。  
なお、「包囲網」の概要は、告訴状に添付した被害届 2018 と恣意性一覧表の通りである。

その最新版は、私のサイト <https://alien1961.jp/>にも公開している。

●原事件の核心(全機関共通に無視している蓋然性)● 抗告申立書 1 頁ほか

2 (1)★齋藤佳之の嫌疑は十分である 自分の筆跡の経験則を認めないのは当然に広義の判例違反  
私の証言は信用せず、齋藤佳之の供述は信用した点は、甚だしく経験則違反かつ信義則違反である。  
通常抱く心証は真逆のはず。少なくとも 9:1 以上のはず。極めて不公平である。

なぜなら、私には自筆の経験則等が有るのに対し、齋藤佳之には何も無いからである。

私本人が自分の筆跡ではないと断言している。 しかも使ったペンのインクの色が供述と違う。

★これを信じない合理性とは? 高度の経験則を否定するには、筆跡鑑定等による立証が必要である。

またこれは、当然に広義の判例違反と思われるので、同様事例の検証も必要である。

2 (2)★大藤一也が罪とならない理由が無い 虚偽を用いた点自体が犯人隠避である

2 (3)★不詳 1 が罪とならない理由が無い 証拠隠滅と私文書偽造の偽計

本紙の閲覧を要求したのに、わざわざカラーコピーを作って、それを黙って閲覧させる意図は偽計しかない。

2 (4)★不詳 2 が罪とならない理由が無い

私文書偽造を訴えられている状況で、敢えてその証拠を破棄する意図は証拠隠滅しかない。

状況的蓋然性(予見可能性)として、有り得ない選択である。

2 (5)★カドノ某が罪とならない理由が無い 犯人隠避に当たる行為が無いとする理由が無い

以上